

予備電源について

2025年5月28日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 第102回の本作業部会で、第2回募集の詳細を含めた第二十一次中間とりまとめ（案）をお示ししたが、第2回募集に向けた追加の詳細論点として、今回は以下の2点をご議論いただきたい。
 - ― 落札結果の公表項目
 - ― 収入や費用の精算等に係る証憑類等の提出について

1. 落札結果の公表項目

2. 収入や費用の精算等に係る証憑類等の提出について

落札結果の公表項目①

- 第93回（2024年5月27日）の本作業部会において、予備電源制度は、供給力不足に備える保険的措置という位置付けを踏まえ、容量市場や長期脱炭素電源オークションと同様に、落札結果を公表する必要があることとし、公表項目については、**応札の透明性を大前提としつつ、事業者の経営情報（個別電源の応札価格等）の扱いに留意**し、容量市場や長期脱炭素電源オークションにおける約定結果の公表項目を参考に、本制度においては、以下のとおり落札結果を公表することとした。

＜落札結果の公表イメージ＞

落札総容量[kW]	落札金額合計[億円]
X	○

No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	立ち上げ期間
1	A株式会社	○発電所a号機	東	○県○市	LNG	x	○年○月～●年●月	短期
2	B株式会社	△発電所b号機	西	△県△市	石炭	y	△年△月～▲年▲月	短期
3	C株式会社	□発電所c号機	東	□県□市	石油	z	□年□月～■年■月	長期
4								

落札結果の公表項目②

- 他方で、初回募集の落札結果の公表イメージでは、落札電源数が1基の場合でも、落札合計金額が公表されることとなり、事業者の個別電源の応札価格を推察される可能性がある。また、落札電源数が2基の場合も、落札事業者は、もう一方の落札事業者の電源の応札価格を推察できる可能性がある。加えて、落札事業者数が限られている場合、各事業者の落札電源の応札価格等の経営情報を推察される可能性もあるところ。
- こうしたことを踏まえつつ、容量市場や長期脱炭素電源オークションにおいて、個社情報の特定に至らぬよう、原則として3者以上のデータで構成されるよう集計していることを参考にし、予備電源制度については、個社情報の特定に至らぬよう、原則として落札事業者が3者未満の場合は、以下のとおり落札結果を公表することとしてはどうか。

<落札事業者数が3者未満の場合の落札結果の公表イメージ>

落札総容量[kW]								
X								
No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	立ち上げ期間
1	A株式会社	○発電所a号機	東	○県○市	LNG	x	○年○月～●年●月	短期
2	B株式会社	△発電所b号機	西	△県△市	石炭	y	△年△月～▲年▲月	短期
3	B株式会社	△発電所c号機	東	△県△市	石油	z	□年□月～■年■月	長期

【参考】 初回募集における落札結果の公表項目

第93回 制度検討作業部会
(2024年5月27日) 資料5

落札結果の公表項目

- 予備電源制度は、供給力不足に備える保険的措置という位置付けを踏まえ、容量市場や長期脱炭素電源オークションと同様に、落札結果を公表する必要がある。
- 公表項目の検討に当たっては、**応札の透明性を大前提としつつ、事業者の経営情報（個別電源の応札価格等）の扱いに留意し**、容量市場や長期脱炭素電源オークションにおける約定結果の公表項目を参考に、本制度においては、**以下のとおり落札結果を公表すること**としてはどうか。

<落札結果の公表イメージ>

落札総容量[kW]	落札金額合計[億円]
X	○

No.	落札事業者名	落札電源名	エリア	場所	電源種	落札容量[kW]	制度適用期間	立ち上げ期間
1	A株式会社	○発電所a号機	東	○県○市	LNG	x	○年○月～●年●月	短期
2	B株式会社	△発電所b号機	西	△県△市	石炭	y	△年△月～▲年▲月	短期
3	C株式会社	□発電所c号機	東	□県□市	石油	z	□年□月～■年■月	長期
4								

【参考】容量市場の約定結果の公表①

容量市場 約定結果
(対象実需給年度：2028年度)

1. はじめに

(2) 約定結果の公表

- 電力広域的運営推進機関では、2024年度の容量市場メインオークション（対象実需給年度：2028年度）について、2024年8月から参加登録受付を開始し、10月にメインオークションの応札受付を行ったところ。
- この度、業務規程および募集要綱に定めるところにより、約定結果を公表する。
- 公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個社情報が特定されないようにすること（※）等に留意した集計方法を取りつつ、オークション結果の集計・公表を行うこととされている。
※ 個社情報の特定に至らないよう、原則として3者以上のデータで構成されるよう集計する。
- なお、本資料の集計において、端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<電力広域的運営推進機関 業務規程>

(メインオークションの約定結果の公表)

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

<容量市場メインオークション募集要綱> (対象実需給年度：2028年度)

第6章 落札電源および約定価格の決定方法

4. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

- ・ エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- ・ エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額
- ・ 落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源ID（応札単位の附番（※））、落札容量
※ 応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

【参考】容量市場の約定結果の公表②

2. 2024年度実施 容量市場メインオークション（対象実需給年度：2028年度）の約定結果 （1）概要

容量市場 約定結果
（対象実需給年度：2028年度）

- 2024年度 容量市場メインオークション（対象実需給年度：2028年度）は、以下の結果となった。
 - 約定総容量※1 : 1億6,621万kW（166,213,742kW）
 - エリアプライス
 - 北海道/東北/東京 : 14,812 円/kW
 - 中部 : 10,280 円/kW
 - 北陸/関西/中国/四国 : 8,785 円/kW
 - 九州 : 13,177 円/kW
 - 経過措置を踏まえた約定総額 : 1兆8,506億円（1,850,597,827,276円）
 - 特記事項
 - ✓ 約定処理の過程※2で北海道/東北/東京、中部、九州、その他のブロック（エリア）となった。
 - ✓ エリアプライスの関係から、九州エリアではマルチプライス方式※3が適用された。
 - ✓ 発動指令電源の調整係数反映前※4の応札容量は、メインオークションにおける応札上限容量※5を超過したが、調整係数反映後の応札容量では上限を超過しなかったため、全電源を落札候補として約定処理を行った。
 - 落札電源一覧（応札事業者名、電源ID※6、落札容量[kW]）については別紙に示すとおり。

※1 FIT電源等の期待容量等（全国計で2,702万kW）を含む調達量は1億9,323万kW

※2 約定処理においては、全国市場における全国の供給信頼度および各エリアの供給信頼度にもとづき約定処理上の市場分断を行う。
約定処理上の市場分断については「＜参考＞約定処理上の市場分断について（p.17）」を参照。

※3 マルチプライス方式が適用されたため、隣接エリアのエリアプライスの1.5倍が当該のエリアプライスとなり、それを超過した応札価格の電源は応札価格が約定価格となった。マルチプライスについては「＜参考＞マルチプライス適用時の考え方（p.18）」を参照。

※4 発動指令電源の調整係数については「（5）発動指令電源の調整係数（p.14）」を参照。

※5 メインオークションにおける応札上限容量（＝想定導入量上限）は、全国H3需要の4%

※6 応札した電源等に対して、メインオークションごとに設定する。

【参考】長期脱炭素電源オークションの約定結果の公表①

容量市場 長期脱炭素電源オークション
約定結果（応札年度：2024年度）

1. はじめに (3) 約定結果の公表

- 電力広域的運営推進機関では、長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）について、2024年10月から参加登録受付を開始し、2025年1月にオークションの応札受付を行ったところ。
- この度、業務規程および募集要綱に定めるところにより、約定結果を公表する。
- 公表にあたっては、容量市場の在り方等に関する検討会において、市場競争の状況の検証のため、事業者の経営情報（個別電源の応札価格など）の扱いや個社情報が特定されないようにすること（※）等に留意した集計方法を取りつつ、オークション結果の集計・公表を行うこととされている。
※ 個社情報の特定に至らないよう、原則として3者以上のデータで構成されるよう集計する。
- なお、本資料の集計において、端数処理の関係で合計が合わないことがある。

＜電力広域的運営推進機関 業務規程＞

（メインオークションの約定結果の公表）

第32条の18 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。

- 一 約定総容量
- 二 約定価格
- 三 約定総額
- 四 その他公表すべき事項

（長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用）

第32条の23の2 第32条の12（第32条の12第1号アを除く。）及び第32条の14から第32条の20まで（第32条の18第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。）の規定は、長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「**メインオークション**」とあるのは、「**長期脱炭素電源オークション**」と読み替えるものとする。

＜長期脱炭素電源オークション募集要綱(応札年度：2024年度)＞

第6章 落札電源および約定価格の決定方法

3. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1.募集スケジュール」を参照ください。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。

- ・ 脱炭素電源、LNG 専焼火力それぞれの約定総容量および約定総額
なお、試算した還付額（※）を控除した後の約定総額についても参考に公表します。
 - ・ 脱炭素電源における落札電源毎の、事業者名、案件名、電源種、落札容量
 - ・ LNG 専焼火力における落札電源毎の、事業者名、案件名、落札容量
- ※ 過去3年のスポット市場と非化石価値取引市場の価格等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なります。

【参考】長期脱炭素電源オークションの約定結果の公表②

2. 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）の約定結果

（1）約定総容量、約定総額

容量市場 長期脱炭素電源オークション
約定結果（応札年度：2024年度）

- 長期脱炭素電源オークション（応札年度：2024年度）は、以下の表の結果※1※2となった。
- なお、落札電源一覧（応札事業者名、電源名、電源種、落札容量[kW]）については別紙に示すとおり。

	約定総容量	約定総額	他市場収益の推定還付額 控除後の約定総額※3
脱炭素電源 (募集量500万kW)	503.0 万kW	3,464 億円/年	(過去3年平均) 945 億円/年 (過去5年の各年度) △176 ～ 1,624 億円/年
蓄電池・揚水 運転継続時間：3時間以上6時間未満	96.1 万kW		
蓄電池・揚水 運転継続時間：6時間以上	76.9 万kW		
既設火力の改修	9.5 万kW		
既設原子力の安全対策投資	315.3 万kW		
一般水力（調整式）	5.2 万kW		
LNG専焼火力 (募集量2,243,680kW)	131.5 万kW	456 億円/年	(過去3年平均) △52 億円/年 (過去5年の各年度) △495 ～ 195 億円/年

※1 電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による応札価格の修正および応札の取り下げを反映した約定結果。

※2 実需給年度が異なる電源の約定総容量と約定総額であり、制度適用期間にわたり一定の値ではない。

※3 過去3年もしくは5年のスポット価格と非化石価値取引市場の価格、発電コスト検証における可変費等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。（還付額が容量確保契約金額を超過した際は、△で表記）
なお、蓄電池・揚水の他市場収益の推定還付額については、発電コスト検証において可変費・設備利用率が公表されていないため試算を行わないことから、還付額に含まれていない。

【参考】長期脱炭素電源オークションの約定結果の公表③

容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度:2024年度）

別紙：落札電源一覧

<脱炭素電源>

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	原子力（既設原子力の安全対策投資）	1,056,000
2	北海道電力株式会社	泊発電所 3 号機	原子力（既設原子力の安全対策投資）	902,107
3	関西電力株式会社	奥吉野発電所 1 号機	揚水（運転継続時間が6時間以上）	180,323
4	関西電力株式会社	奥吉野発電所 2 号機	揚水（運転継続時間が6時間以上）	180,323
5	四国電力株式会社	西条発電所 1 号機	既設火力の改修（アンモニア混焼への改修）	94,600
6	九州電力株式会社	諸塚発電所	一般水力（調整式）	51,800
7	自然電力株式会社	Shizen-601系統用蓄電池プロジェクト	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	47,226
8	東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所 6 号機	原子力（既設原子力の安全対策投資）	1,195,000
9	Bison energy株式会社	Battery No.22蓄電池	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	129,797
10	Bison energy株式会社	Battery No.31蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	37,827
11	Bison energy株式会社	Battery No.32蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	30,129
12	B S ホールディングス株式会社	BS浪江	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	49,905
13	日本蓄電株式会社	（仮称）Eshi BEES1	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	119,266
14	イーディーエフ・ジャパン株式会社	（仮称）津山杉宮系統用蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	88,654
15	Risu Energy Development Holdings株式会社	Risu-101蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	78,922
16	Risu Energy Development Holdings株式会社	Risu-203蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	40,705
17	Risu Energy Development Holdings株式会社	Risu-301蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	77,545
18	Risu Energy Development Holdings株式会社	Risu-502蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	39,832
19	合同会社青葉電力	青葉第一蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	29,195
20	合同会社青葉電力	青葉第二蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	25,953
21	合同会社青葉電力	青葉第五蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	25,953
22	合同会社青葉電力	青葉第六蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	25,784
23	合同会社リチャージャブルエナジー	室蘭蓄電システム	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	46,270
24	合同会社リチャージャブルエナジー	石巻蓄電システム	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	25,953
25	合同会社SRE	SRE北海道G	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	46,270
26	合同会社SRE	SRE山形県B	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	29,195
27	合同会社SRE	SRE秋田県F	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	38,930
28	合同会社しろくま電力02	しろくま03	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	36,554
29	合同会社しろくま電力02	しろくま04	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	46,591
30	合同会社スター1号	福島富岡第2蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	40,582
31	合同会社スター1号	青森十和田蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	40,566
32	合同会社スター1号	青森階上蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	40,501
33	合同会社スター2号	青森八戸蓄電池	蓄電池（運転継続時間が6時間以上）	92,548
34	合同会社スター4号	北海道北見蓄電池	蓄電池（運転継続時間が3時間以上6時間未満）	39,383

<LNG専焼火力>

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所3号機	LNG専焼火力	551,217
2	四国電力株式会社	坂出発電所 5 号機	LNG専焼火力	561,263
3	ゼロワットパワー株式会社	ゼロワットパワー市原発電所	LNG専焼火力	100,550
4	東邦瓦斯株式会社	（仮称）ガス火力発電所	LNG専焼火力	101,614

容量市場 長期脱炭素電源オークション
約定結果（応札年度：2024年度）
別紙：落札電源一覧

1. 落札結果の公表項目

2. 収入や費用の精算等に係る証憑類等の提出について

収入や費用の精算等に係る証憑類等の提出について

- 第101回（2025年4月1日）の本作業部会において、制度適用期間に実施する負荷を伴う試運転は「電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴う試運転」や、「機器の修繕の完了を確認をするために必要な試運転」に限り認め、その費用は予備電源の応札価格における修繕費に織り込めることとし、当該試運転に伴い発生した収入は、その9割の還付を求めることとした。
- こうした収入の確認については、証憑類等に基づき行われることが考えられるところ。事業者の提出した証憑類等に虚偽の報告があった場合、差額の収入については追加で徴収しつつ、**必要に応じて、その状況の公表等を行いつつ最終的には契約解除することとし、契約金額のうち年額10%の経済的ペナルティも科すこととしてはどうか。**
- また、燃料関係費用を応札価格に織り込んだ電源は、「燃料市場価格の変動の精算」、「立ち上げプロセスでの稼働に要した燃料費相当分の精算」、「立ち上げプロセスによる稼働終了後に残った燃料の扱い」等においても、証憑類等の提出が想定されるところ。
- こうした場合も含め、**事業者が提出する証憑類等に虚偽の報告があった場合、収入や費用に差額がある際は追加で徴収しつつ、必要に応じて、その状況の公表等を行いつつ最終的には契約解除することとし、契約金額のうち年額の10%の経済的ペナルティも科すこととしてはどうか。**

【参考】リクワイアメント・ペナルティ①（制度適用期間中の試運転）

第101回 制度検討作業部会
（2025年4月1日）資料7

- 10万kW以上の火力電源を持つ発電事業者へのアンケート（以下、発電事業者へのアンケートとする）において、「発電事業休止届出書との関係により、制度適用期間中に事業者判断による負荷を伴う試運転が認められていないため、設備健全性の確認が十分できず、立ち上げプロセスにおいて不具合が判明し稼働できないリスクがある。」との意見があったところ、制度適用期間中における試運転の取り扱いについて検討してはどうか。
- まず、負荷を伴う試運転には、電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴うものや修繕の完了を確認するものなど立ち上げプロセスへの応札を見据えて実施する必要がある試運転と、設備健全性の確認を目的として事業者判断で行う試運転があると考えられる。
- 他方で、予備電源はリクワイアメントとして休止状態の維持が求められているものの、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に稼働できる休止電源を確保する制度趣旨を踏まえると、一定期間内で立ち上げを行うために事前に実施する必要がある試運転を認めることも考えられる。
- このため、制度適用期間中に実施する負荷を伴う試運転は「電気事業法第55条に基づく定期自主検査に伴う試運転」や、「機器の修繕の完了を確認をするために必要な試運転」といった、予備電源の応札価格における修繕費に織り込んだ修繕・定期検査に伴うものに限り認めることとしてはどうか。

【参考】リクワイアメント・ペナルティ③（制度適用期間中の試運転）

第101回 制度検討作業部会
(2025年4月1日) 資料7

＜負荷を伴う試運転の費用の取り扱い＞

- 第十三次中間とりまとめにおいて、「求められる期間内での立ち上げを行うために必要な試運転等の費用についても休止維持コストに含まれると考えられる。」とされている。このため予備電源制度で、修繕費に織り込んだ修繕・定期点検に伴い実施する負荷を伴う試運転の実施を認める場合には、負荷を伴う試運転の費用は、燃料費を含めて修繕費への織り込みを認めることとしてはどうか。

＜応札価格に織り込まれた負荷を伴う試運転費用のうち、未実施の費用の取り扱い＞

- 修繕費は応札価格に織り込んだものの実施しなかった場合の取り扱いが整理されており、負荷を伴う試運転の費用の修繕費への織り込みを認めた場合、試運転についても修繕費と同様に扱うことが適切と考えられるのではないかな。
- 具体的には、事業者から負荷を伴う試運転が未実施（※）であった旨の申告があった場合、又は修繕完了時の連絡等において明らかに未実施と判断できる場合において、修繕費の一部として費用の精算を行うこととなる。
(※) 燃料を購入しなかった場合、購入した燃料が余った場合も含まれると考えられる。

＜試運転に伴い発生する収入の取り扱い＞

- 負荷を伴う試運転を実施した場合は電力が発生することになるが、燃料費を含めた試運転に係る費用すべてを予備電源制度で負担することとした場合、当該試運転に伴い発生した収入は返還を求めることが適切であると考えられる。このため、応札価格に試運転に係る費用を織り込んだ場合においては、負荷を伴う試運転に伴い発生した収入は石油火力の燃料関係費用の考え方を参考に、収入の確認を行うと共に、その9割の還付を求めることとしてはどうか。

【参考】これまでの御議論（未実施の修繕の虚偽の申告）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（4）価格規律・対象費用・監視

③修繕費

（イ）応札価格に費用を織り込んだものの実施しなかった修繕の扱い

（略）

まず、応札価格に織り込まれた修繕費は事業者の事前予測に基づいており、当該修繕を実施する蓋然性は比較的高いと考えられる。また、2.(4)②（イ）のとおり、修繕費については当該電源の過去の実績（容量市場の応札価格に織り込まれたコスト）と同額以下となっているかを監視することとしたため、事業者が本来必要となる可能性が低い修繕まで、容量市場の実績を超えて費用を織り込むことは基本的に認められない。仮に、予備電源全てに対し、全ての修繕の実施の有無を事後的に確認して精算を行うこととする場合、全ての修繕作業に関する証憑提出や、実施した修繕も含めた額の確定作業が必要となり、事務的負担が大きくなるため、望ましくないと考えられる。

そこで、**事業者から修繕が未実施であった旨の申告があった場合、又は修繕完了時の連絡等において明らかに未実施と判断できる場合において、当該修繕費の精算を行うこととした。**ただし、**事業者が応札価格に費用を織り込んだ修繕が未実施であった場合に申告を行わない又は虚偽の申告を行い、修繕を行っていないにもかかわらず精算を行わないというモラルハザードを防ぐ観点から、仮に当該申告若しくは当該連絡等をせず、又は当該申告若しくは当該連絡等の内容に虚偽があった場合は、契約解除できるとした。**

【参考】これまでの御議論（契約解除とペナルティ①）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（3）リクワイアメント・ペナルティ

①立ち上げプロセスへの応札

（略）

次に、リクワイアメントに対応するペナルティとして、立ち上げプロセスが実施され、かつ、前述の応札できない理由がないにもかかわらず立ち上げプロセスに応札しなかった場合、リクワイアメント未達成と判断し、経済的ペナルティを科すこととした。具体的には、本制度からの退出（2.(3)③で後述）と同様に、**契約金額のうち年額の 10%を科すこととした。また、事業者が制度実施主体からの連絡に全く応じない等の場合には、経済的ペナルティとは別途、契約を解除できることとした。**

【参考】これまでの御議論（契約解除とペナルティ②）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（3）リクワイアメント・ペナルティ

③制度からの退出

リクワイアメント未達成の場合とは別途、予備電源の契約締結後に、事業者がその容量の一部又は全部の退出を希望する場合は、退出に対する経済的ペナルティ（以下、「退出ペナルティ」という。）を科すこととした。ただし、容量市場が追加オークション前後で退出ペナルティに違いを設けていることから、実需給を迎えるまでの追加対策の検討可能性を踏まえ、制度適用期間前（適用始期を含む年度の開始前）に退出を申し出た電源と、制度適用期間後（適用始期を含む年度の開始後）に申し出た電源の扱いを変えることとした。具体的には、容量市場におけるペナルティの水準を参考に、制度適用期間前（適用始期を含む年度の開始前）に退出を申し出た電源は契約金額のうち年額の 5%、制度適用期間後（適用始期を含む年度の開始後）に退出を申し出た電源は契約金額のうち年額の 10%とすることとした。

【参考】これまでの御議論（契約解除とペナルティ③）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（3）リクワイアメント・ペナルティ

④制度退出・契約解除の場合と立ち上げプロセス未応札の場合に科されるペナルティの関係

2.(3)①で述べたとおり、それぞれのリクワイアメントが満たされないと判断される場合には、経済的ペナルティとは別途、契約解除を可能とすることとした。また、事業者がその容量の一部又は全部を退出する場合の経済的ペナルティ（退出ペナルティ）については、制度適用開始年度の前後でそれぞれ 5%、10%とした。

（中略）

まず、設備故障等が生じ、立ち上げプロセスへの応札ができない場合は、事業者による修繕等により速やかに解消されることが望ましい。仮に、立ち上げプロセスへの応札というリクワイアメントが制度適用期間を通して満たせないことが見込まれる場合は、制度退出又は契約解除とすべきだと考えられる。そこで、契約解除となった場合は、事業者からの申出に基づく退出の場合と同様に考え、5%又は 10%の退出ペナルティを科することとした。

次に、修繕工事等を行っている場合など、立ち上げプロセスへの応札を求められても対応できない場合は、あらかじめ制度実施主体等に適切に連絡していることを前提に、立ち上げプロセスへの応札ができなくてもやむを得ないと考えられる。こうした事前の連絡がないにもかかわらず、立ち上げプロセスに応札しなかった場合、リクワイアメントを未達成と判断し、立ち上げプロセスに応札しなかったことに対する経済的ペナルティ（10%）が科されることとなる。

以上をまとめると、（参考図 2-1）のようになる。図の右下にあるように、何らかの事情により本来は退出すべき電源が退出せず、立ち上げプロセスに応札できなかった場合は、立ち上げプロセスに応札しなかったことに対する経済的ペナルティ（10%）に加え、契約解除と併せて退出ペナルティ（10%）も科すことで、モラルハザード行為を防ぐことができると考えられる。

【参考】これまでの御議論（契約解除とペナルティ④）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（3）リクワイアメント・ペナルティ

④制度退出・契約解除の場合と立ち上げプロセス未応札の場合に科されるペナルティの関係

（参考図 2-1）立ち上げプロセスが実施され、かつ設備故障等により立ち上げプロセスへ応札できない場合のペナルティの考え方

		立ち上げプロセスへ応札できない場合の事前の連絡	
		事前連絡あり	事前連絡なし
制度適用期間内 の復旧※1	復旧可能	（直ちにペナルティの対象とはならない）	未応札に対する経済的ペナルティ10%
	復旧困難	退出に対するペナルティ10%※2 ※立ち上げプロセスと関係なく退出手続き	未応札に対する経済的ペナルティ10% + 退出（契約解除）に対する ペナルティ10%※2

退出又は契約解除

未応札に対するペナルティ

※1 半年程度以内で復旧できる場合を想定。

※2 立ち上げプロセスが実施された場合の想定であるため、制度適用期間内の退出ペナルティを適用している。

【参考】これまでの御議論（石油火力の燃料関係費用①）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（４）価格規律・対象費用・監視

④石油火力の燃料関係費用

（ウ）応札時から購入時までの燃料市況価格変動の精算

2.(4)④（イ）の燃料関係費用について、**応札時から実際の燃料購入までに燃料価格が変動した場合は、燃料価格の変動を反映すべく、応札時の燃料関係費用を精算することとした。**その際、広域機関は、応札時の燃料関係費用に代えて、「①'購入時の燃料価格×②応札時に届け出た燃料の量」が発電事業者を支払われるよう、電源入札等補填金の額を調整することとした。

なお①'について、事業者等へのヒアリングによると、発電事業者は燃料購入時に入札等を行い、実態として、大手元売事業者が公表している重油の公示価格等以下の価格で燃料を購入することが多いとのことであった。そこで、基本的には燃料市況価格以下の価格での調達が可能と考えられることから、事業者における調達努力を促すため、仮に応札時の燃料市況価格に基づく燃料価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値より高い燃料価格で燃料を購入した場合であっても、①'には応札時に届け出た燃料市況価格の変動のみを反映することとした。一方、応札時の燃料市況価格に基づく燃料価格の見積りに購入時の燃料市況価格を反映した値以下の燃料価格で燃料を購入した場合は、事業者による価格つり上げ等の行為が行われていないとみなし、当該価格を①'として精算することとした。

【参考】これまでの御議論（石油火力の燃料関係費用②）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（４）価格規律・対象費用・監視

④石油火力の燃料関係費用

（工）燃料関係費用を本制度の応札価格に織り込んだ短期立ち上げの予備電源が稼働した場合

（略）

kW 公募では、燃料費はマストラン費用等を除いて kW 単価には織り込まれず、kWh 単価に織り込まれており、事業者が燃料調達に要した費用を元に限界費用を算出して卸電力市場に抛出している。一方、仮に予備電源が kW 公募で稼働し、その燃料費を本制度で支払ってしまうと、kW 公募で立ち上げた後の当該電源の燃料費を 0 円とすることが可能となり、事業者の利益が大きくなるほか、極めて安価で市場に抛出され、通常であれば石油火力が約定しない市場価格であっても確実に約定してしまうと考えられる。

このため、**燃料関係費用を本制度の応札価格に織り込んだ予備電源が稼働した場合には、本制度で支払った燃料費であっても立ち上げ後の kWh 単価に含めることとし、稼働した分の燃料費相当分は本制度への全額還付を求めることで、他の電源が kW 公募で稼働した場合と同様の稼働・利益となることを促す必要があるとした。**具体的には、2.(4)④

（ウ）の応札時から購入時までの燃料市況価格変動の精算と同様に、**「①'購入時の燃料価格×kW 公募での稼働で消費した燃料の量」によって算出し、当該燃料費相当分が本制度に全額還付**されるよう、広域機関から当該予備電源を有する発電事業者に支払う電源入札等補填金の額を調整することとした。

【参考】これまでの御議論（石油火力の燃料関係費用③）

○第十七次中間とりまとめ（2024年6月28日）

（4）価格規律・対象費用・監視

④石油火力の燃料関係費用

（オ）制度適用期間終了後又は制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後に残った燃料の扱い

（略）

残った燃料の処理方法として、事業者が電源を立ち上げて発電するか、燃料を転売することが考えられる。当該燃料の費用が本制度から支払われていることを踏まえると、事業者において残った燃料を用いた売電又は燃料転売を行うこととし、得られた収益の一部還付を求めることとした。具体的には、長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の扱い等を参考に、9割の還付を求めることとした。

また、残った燃料の処理期間は制度適用期間終了後から1年程度とし、処理に当たって追加の費用が必要となった場合でも、本制度による支払は行わないこととした。

さらに、事業者が売電又は燃料転売した場合の収益の金額は、その算出元となる売電又は転売による収入と諸費用の双方について、適正なものとなっているかを確認することとした。具体的には、売電又は転売による収入は、不当に低くない水準であるかを確認することとした。また、諸費用については、過去の実績等と照らし、過大に計上されていないかを確認することとした。なお、収益を得られなかった場合についても、事業者が意図的に還付額を減らそうとしていないか、収入や費用に係る証憑に基づいて確認することとした。